

## 「哲多郡の庸」

町史編集委員

## 今津勝紀

(岡山大学文学部助教授)

出すとともに、中央政府が直接徴発した都の周辺の民衆への報酬(雇直や食料)に充当されることになっていました。

庸は、令の規定では布で納めることになっていて、但实际上には米で納める場合も多くありました。米といっても精白した白米を食するのは貴族だけで、庸米は精白していない玄米・黒米でした。備中の庸は、奈良時代では米が中心であったと考えられます。ちなみに、哲多郡の場合も平城で発見されるものは庸米の木簡です。

古代の民衆の負担の一つに庸という税があります。和訓では「チカラシロ」。「チカラ」のためのもの「もしくは「チカラの代わりのもの」の意だろうといわれています。庸は賦役令の規定によると成人男子である正丁には年に一〇日間の中央政府のもとで働くことが義務付けられているのですが、その代納物として一丈三尺の麻布、この長さを一常といいましたので、一丈三尺の常布を二枚で、合計二丈六尺分を納めることが決められていました。古代の場合、租税はすべて目的税ですので、調は大蔵省が管理しますが、庸は民部省という役所が管理しました。民部省では、地方から上番した衛士や仕丁、采女・女丁などの報酬に庸を支

仕丁の和訓は「ツカヘノヨボロ」であり、「ヨボロ」とは身体を使つて奉仕役を負担する人を表現する和語ですが、中央・地方の出先機関に關係なく、王権に対して奉仕する一般の人々を指しました。賦役令の仕丁条には「凡そ、仕丁は五十戸毎に二人(一人を以て廩丁に充てよ)。三年に一たび替へよ。若し、本司、其才用を籍り、仍て自ら替るを願はざる者は聴せ。其れ女丁は、大国四人。上国三人。中国二人。下国一人」とあり、律令制下には、五〇戸あたりすなわち一郷(里)で二人が

この庸米は、一俵単位で納められるのですが、その一俵の量は奈良時代のはじめには六斗もしくは五斗八升のものが多く見られます。このように庸米をまとめるにあたり、六斗と五斗八升のものがあるのですが、すでに明らかにされているところによると、仕丁への米の支給額が一日に二升であり、これに当時は陰暦の三〇日分をかけたものが六斗、小の月の二九日分をかけたものが五斗八升となります。つまり、仕丁への一ヶ月単位の支給に便利なようにまとめて貢納されていたことが明らかにされています。

だ令制下にはこうした仕丁への仕送りとしての庸だけではなく、雇役など政府が対価を支払って雇用する人々の財源にも充てられるようになりま

七年の記事に哲多郡の庸が法師の存世中、米から鉄に変更されていることに注目したいと思えます。ここから哲多郡では鉄も産出していたであろうことがうかがえます。古代の鉄生産の具体的な在り方はよくわかりませんが、原料の採取、燃料の調達、鉄生産労働の季節性や專業性などさまざまな要素を考慮する必要がありますでしょう。これらはいずれも今後の課題でありませんが、古代哲多郡の諸生業を考える上で、重要な史料の一つであることにはまちがいありません。

中央にのぼり、宮廷や政庁などさまざまな雑役に従事することになっていました。中央では仕丁は、中央の役所の雑役に従事したり(直丁)、山野で駆使されたり(駆使丁)したほかに、宮都や寺院の造営にも駆り出されていました。こうした身役は、律令制以前にさかのぼるもので、元来はヤマトの王権に服属した在地の集団が身役による奉仕を負担していたことに由来します。在地の集団は、中央に出仕したものに對して仕送りをしており、そうした仕送りの制度が令制下の庸に流れ込み、庸のひとつの構成要素になっていったと考えられます。た

哲多郡の場合、庸米の木簡が出土しているのですが、『類聚国史』に納められている『日本後紀』逸文の弘仁七年(八一六)八月癸丑条に「勅すらく。玄賓法師、備中国哲多郡に住まう。苦行日久しく、利益称すべし。宜しく法師が存生の時間、彼の郡の庸は、米を停めて鉄を進れ。以て民費を省かん」という記事がみえます。玄賓法師は謎の多い人物ですが、伝承によると元来は興福寺の僧であったが伯耆や備中に隠棲したとされる人です。『日本後紀』の逸文と考えられる『日本紀略』の弘仁九年(八一八)六月己巳条には「伝燈大律師玄賓卒す。春秋八十有余」とあります。ちなみに、嵯峨天皇から玄賓に下された詔が空海の遍照發揮性靈集にも納められています。